

平成25年11月28日

太田市長 清水 聖 義 様

太田市情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 川 田 篤

個人情報開示請求に対する部分開示決定に係る 異議申立てについて（答申）

平成25年8月9日付け包支第49号をもって太田市長から諮問のあった標記の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の個人情報開示請求に対し、実施機関太田市長（以下「実施機関」という。）が平成25年7月2日付けで行った個人情報部分開示決定は妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の異議申立人は、平成25年6月28日に「平成23年ころ、太田市地域包括支援センターが異議申立人らを対象に、〇〇〇〇に対する虐待の有無の調査等を実施した際に作成した書類全てを開示されたい。」として、個人情報開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成25年7月2日に「介護予防支援経過記録の内、年月日、経緯、対象、支援内容、利用者氏名欄の記載の一部が太田市個人情報保護条例第15条第2号に該当する。」として、これらの部分を除いてその余の部分の開示を行った。
- (3) これに対して、異議申立人は、平成25年7月20日に「異議申立てに係る処分の内、開示請求者以外の個人に関する情報を非公開とした部分を取消、公

開するとの決定を求める。」として実施機関の決定に対し、異議申立てを行ったものである。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立人は、平成25年9月25日付けで公文書(個人情報)不開示決定等理由説明書に対する意見書を提出し、同年10月25日開催の審査会に出席し、口頭で異議申立ての理由を述べた。

(2) その理由は要約すると、太田市個人情報保護条例第16条(個人情報の部分開示)によれば、「開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、開示しなければならない。」と規定されているところ、「年月日」、「経緯」、「対象」及び「支援内容」は、各部分が容易に分離可能であり、かつ、各部分はそれぞれ独立して意味を有し得るから分離して開示すべきであるというものである。

さらに、異議申立人は、本条例の目的、情報開示訂正等請求権保障の趣旨、判例等を援用し、背景事情を補足して陳述した。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、書面と口頭で述べられており、つまるところ不開示部分は、本条例第15条第2号に該当する(当該情報に含まれる記述により開示請求者以外特定の個人を識別することができる。)とする点にあり、「年月日」、「経緯」、「対象」及び「支援内容」については、各々独立して開示をする性質ではなく、一連の記録であり全体として意味をなすものであって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外特定の個人を識別することができる点にある。

概略すると以上のとおりである。

5 当審査会の判断

(1) まず、異議申立人の述べる理由についてであるが、本条例の解釈と運用に関する主張は、それ自体として異論もなく、相当の理由があると解されよう。

逆に、実施機関の主張する「年月日」、「経緯」、「対象」及び「支援内容」は、一連のものであって分離できないか、分離すればそれ自体は意味を成さない旨の主張の方が一見する限りでは、理由がないかのごとき印象も受け、判断に苦しむところである。

- (2) そこで、当審査会が本件文書を調査するに、本件文書は介護予防支援に関して相談を受け、これに対する支援経過を記録する文書であって、いわば相談記録と評価すべき文書であることが判明した。

してみれば、実施機関が不開示とした部分は、これを一見する限り、容易に分離できそうに見えるにしても、これらの不開示部分は、要するにいつ(「年月日」)、誰が(「対象」)、どのようにして(「経緯」)、どのような相談をし(「支援内容」)、地域包括支援課がどのような対応をしたか(「支援内容」)の記述である。

したがって、本件文書が相談記録であることを前提に推測を進めることによって、開示請求者以外の特定の個人を識別することが可能であると言わざるを得ない。

そして、そうである以上、当審査会としては、異議申立人の主張は傾聴に値すると評価しつつも、実施機関の部分開示決定は、その理由と共に妥当であると判断する次第である。

- (3) なお、この結論は、当審査会の全員一致によるものであるが、さらに相談記録としての性格上、これが一部でも開示されることによって、相談者の萎縮、自制を招き、地域包括支援課の相談業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある(本条例第15条7号)から、やはり部分開示が相当である旨の意見もあつた旨付言する。

【 参 考 】

審 査 会 の 経 過

年 月 日	内 容
平成25年 8月12日	実施機関から「個人情報保護審査諮問書」を受理
平成25年 8月30日	実施機関から「公文書（個人情報）不開示決定等理由説明書」を受理
平成25年 9月26日	異議申立人から「公文書（個人情報）不開示決定等理由説明書に対する意見書」を受理
平成25年10月 1日	第1回太田市情報公開及び個人情報保護審査会の開催 ・ 審議
平成25年10月25日	第2回太田市情報公開及び個人情報保護審査会の開催 ・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による口頭意見説明 ・ 審議
平成25年11月28日	第3回太田市情報公開及び個人情報保護審査会の開催 ・ 審議